

学校法人吉沢学園 地球環境高等学校 運動部施設事業寄付

趣意書

趣意 本年は、学校法人吉沢学園地球環境高等学校が創立して18周年日に当たります。

建学の精神は、学校になじめない生徒を救い、地元佐久で教育を受ける場を提供したいという思いからこの通信制高校が創立されました。

健全な肉体には健全な精神が宿る。文武両道をめざし、スポーツを積極的に取り入れ、平成14年開校の年にサッカー部が全国大会出場、10年目には第84回選抜高等学校野球大会出場を果たし、その他硬式テニスでは、インターハイにて女子シングルス優勝、スキー競技（アルペン・モーグル）、柔道等では全国レベルで優秀な選手を輩出しております。少子化が叫ばれる昨今ではありますが、通信制高校の使命は益々重要な時代に突入して参りました。教育における環境は一層多くの生徒を迎え入れるための準備が必要とされております。節目となるこの年に本校においても教育環境及び教育活動の充実を図り、更なる成長と発展をめざす決意をいたしました。

その一環として本校硬式野球部の専用練習場並びに運動部練習場を整備する計画を立てました。

つきましては、日頃より本校の教育にご理解ある皆様方にこの趣旨にご賛同を頂き、ご支援を賜りたく謹んでお願いを申し上げます。

1. 寄付目的 運動部練習施設の建設

2. 寄付目標 100,000,000 円

3. 寄付対象 個人 1口 10,000 円

法人 1口 10,000 円（なるべく5口以上のご協力をお願いいたします。）

4. 募集期間 平成29年4月1日～令和5年3月31日

5. 寄付金の税制上の優遇

個人：税額控除・所得控除

法人：損金算入

お問い合わせ

学校法人吉沢学園

〒385-0051 長野県佐久市中込 2923-1

TEL (0267) 63-1411 fax (0267) 63-1401

寄付金募集要項

寄付金の名称	地球環境高等学校 創立 20 周年記念事業寄付	
寄付金の目的	運動部練習施設の建設	
寄付金の目標額	1 億円	
寄付金対象	個人	保護者、卒業生、教職員、学校関係者、一般有志の方 1 口 1 万円以上
	法人	企業、団体 1 口 1 万円以上（なるべく 5 口以上のご協力をお願いいたします。また、金額に関わらず拝受いたします。）
振込方法	<p>下記の金融機関をお選びいただき、お振込みください。 ※法人の場合は、特定公益増進法人に対する寄付として取り扱いをいたします。</p> <p>① 金融機関：八十二銀行 佐久中央支店 口座名義：学校法人吉沢学園 口座記号：333053</p> <p>② 金融機関：ゆうちょ銀行 専用の振込用紙をご送付いたしますのでお申しつけください。</p>	
税制上の優遇措置	別紙「税制上の優遇措置について」を参照	
事務局	〒385-0051 長野県佐久市中込 2923-1 TEL (0267) 63-1411 fax (0267) 63-1401	

注1) 振込手数料について

専用振込依頼書により上記金融機関の本支店からお振込みの場合のみ、受取人が負担いたします。なお、その他の金融機関からのお振込みの場合は、振込み手数料を、ご負担いただくことになりますのでご了承ください。

注2) 領収書について

振込依頼書の振込受領書をもって領収書に代えさせていただきますので、大切に保管してください。また、確定申告をされる場合には、払込金受領書を領収書としてご使用ください。

注3) 入学に関してする寄付金

・学校法人吉沢学園への寄付は、税制上の優遇措置がありますが、「入学に関してする寄

付金」は優遇措置が受けられません。

・入学に関しての寄付金の範囲については国税庁ホームページを参照ください。

【参考リンク】国税庁ホームページ（所得税基本通達 法第78条2項「入学に関する寄付金の範囲」）

※寄付金の税制上の優遇措置について（個人）

寄付金の入金確認後、本学園から寄付金控除にかかる証明書（写）をお送りしますので、確定申告の際、本学園よりお送りした書類と振込受領書を所轄の税務署に提出して下さい。なお、寄付金控除には、下記（A）があり、確定申告の際、寄付者ご自身が選択し申告してください。

(A) 所得控除

$$\left(\text{控除前税額} - \text{所得控除額} \right) \times \text{所得税率} = \text{税額}$$

各寄付者の所得に応じた税率を寄付金額に乗じて、控除額が決定されます。

$$(\text{寄付金額} - 2 \text{千円}) \times \text{税率} = \text{寄付金控除額}$$

*控除対象となる金額は、その年の年間総所得額等の40%が上限となります。

※寄付金の税制上の優遇措置について（法人）

法人からのご寄付につきましては、寄付金額が当該事業年度の損金に算入されます。損金算入にあたっては寄付金を一定の限度額まで損金に算入できる特定寄付金があります。当学園は、長野県知事より特定公益増進法人の証明を受けており、特定公益増進法人への寄付金は、その他一般法人への一般寄付金との損金算入限度額とは別枠に、当該事業年度の損金に算入できます。

「寄付金控除の金額」

次のいずれか低い金額-2千円=寄附金控除額 イ その年に支出した特定寄附金の額の合計額 ロ その年の総所得金額等の40%相当額 「総所得金額等」とは、純損失、雑損失、その他各種損失の繰越控除後の総所得金額、特別控除前の分離課税の長(短)期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る配当所得の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額をいいます。